

# 臨時報告書

東北電力株式会社

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した臨時報告書のデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年3月31日

【会社名】 東北電力株式会社

【英訳名】 Tohoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 海 輪 誠

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区本町一丁目7番1号

【電話番号】 022(225)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部 経理調査課長 菅 野 功

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(第二鉄鋼ビル)

【電話番号】 03(3231)3501(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支社 業務課長 菊 地 善 一

【縦覧に供する場所】 東北電力株式会社 青森支店  
(青森市港町二丁目12番19号)  
東北電力株式会社 岩手支店  
(盛岡市紺屋町1番25号)  
東北電力株式会社 秋田支店  
(秋田市山王五丁目15番6号)  
東北電力株式会社 山形支店  
(山形市本町二丁目1番9号)  
東北電力株式会社 福島支店  
(福島市栄町7番21号)  
東北電力株式会社 新潟支店  
(新潟市中央区上大川前通五番町84番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【提出理由】

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震及びこれに起因した大津波が発生し被害が生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第5号、第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 重要な災害の発生日月日

平成23年3月11日

### (2) 重要な災害の発生場所

主として岩手県、宮城県及び福島県の太平洋沿岸地域

### (3) 重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額

震災による電気事業設備の主な被害については、以下のとおりであります。

(設備別の主な被害状況)

- ・ 汽力発電設備 4 箇所（タービン建屋他浸水，揚炭機倒壊他）
- ・ 原子力発電設備 1 箇所（屋外重油タンク倒壊他）
- ・ 送電設備 102線路（鉄塔損壊・折損・傾斜，電線断線他）
- ・ 変電設備 54電気所（変圧器損傷，遮断器損傷他）
- ・ 配電設備 支持物11,624基（折損・傾斜等）他

\* 上記被害状況は、平成23年3月28日現在判明している被害の状況を記載したものであり、その後の調査により変動することがあります。

なお、被害設備が多岐にわたっており、その精査になお日時を要することから、現時点で被害資産の帳簿価額の把握は困難であります。

### (4) 当該事象の事業に及ぼす影響並びに損益及び連結損益に及ぼす影響額

東北地方太平洋沖地震により、太平洋側の火力発電所を中心に電気事業設備に甚大な被害が生じ、当社管内の広い地域で停電が発生いたしました。

管内の事業所をはじめ他電力会社や工事会社等、多数の応援により停電を解消するべく全力を挙げて設備被害の確認と復旧作業を行ってきておりますが、現在も津波等の影響により一部地域で停電が続いております。

供給力の面では、太平洋側の火力発電所における設備被害が甚大であり、現在、設備被害の詳細について点検・確認中ではありますが、運転再開には相当期間を要するものと見込まれます。また女川原子力発電所については、地震直後に安全に自動停止し、その後、大きな設備被害は確認されておらず安定した状態となっておりますが、運転再開にはより詳細な点検・確認が必要となります。

このため、運転中火力の出力増や休止火力の復活など供給力確保に向けた諸対策を検討・実施する一方、需要面の対策として産業用をはじめ地域社会のお客さまに最大限の節電についてのご協力をお願いするとともに、予見性のないまま大規模な停電にいたらないよう、当面の緊急的な措置として、需給逼迫時の計画停電実施の可能性について表明しております。

以上のことから、電灯電力収入の減少や設備復旧のための修繕費用の増加など当社の損益及び連結損益への影響が予想されますが、現時点で影響額の把握は困難であります。